

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月5日（平成30年（行情）諮問第244号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第517号）

事件名：地方厚生局の業務の目標値の積算根拠等がアラビア数値を用いて記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「地方厚生局の業務の目標値（全国）の積算根拠や算定根拠，目標設定根拠等がアラビア数値を用いて記載されてあるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成30年3月23日付け厚生労働省発総0323第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

業務の目標値については，国民に大きな影響を与え，組織内でもそれに向かって努力する重要な数値である。非常に多くの目標値が存在するが，その目標値の算定根拠や設定根拠等がないとは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人は，平成30年2月25日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。

（2）これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，同年4月30日付け（同年5月1日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「地方厚生局の業務の目標値（全国）の積算根拠や算定根拠，目標設定根拠等がアラビア数値を用いて記載されてあるもの」に関して行われたものであり，処分庁においては，「地方厚生局の業務の目標値（全国）の積算根拠や算定根拠，目標設定根拠等がアラビア数値を用いて記載されてあるもの」を本件開示請求対象文書として特定した。

(2) 原処分の妥当性について

処分庁は，本件審査請求に係る開示請求を受けて，厚生労働本省の大臣官房地方課をはじめ地方厚生局の所掌事務に係る部局のみならず，厚生労働本省全部局に対し，審査請求人が求める文書の有無を確認したが，該当する行政文書は保有していないことを確認した。

開示請求対象文書の特定及び探索のために必要な手続は尽くされていると考えられ，最終的に不開示とした処分庁の判断は，諮問庁としても是認できるものである。

以上より，本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を保有している。」として原処分の取り消しを求めているが，これに対する諮問庁の説明は上記（2）のとおりであるため，審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，原処分を維持することが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年2月28日 | 審議 |
| ④ 同年3月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は，これを保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としているので，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3(2)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、厚生労働本省の大臣官房地方課をはじめ地方厚生局の所掌事務に係る部局のみならず、厚生労働本省全部局に対し、審査請求人が求める文書の有無を確認したが、該当する行政文書は保有していないことを確認した。

開示請求対象文書の特定及び探索のために必要な手続は尽くされていると考えられ、最終的に不開示とした処分庁の判断は、諮問庁としても是認できるものである。

なお、処分庁においては、毎年度、厚生労働省全体の目標を設定した文書を作成し、それを地方厚生局に対して送付しているが、その内容は定性的なものであり、目標値の積算根拠等をアラビア数字を用いて記載しているものではないため、本件対象文書に該当しない。

(2) 当審査会において、諮問庁から、厚生労働省大臣官房地方課から地方厚生（支）局宛てに発出された厚生労働省全体の目標を設定した文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、その内容は定性的なものであり、目標値（全国）の積算根拠等をアラビア数字を用いて記載されているとは認められないことから、本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子